

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 4 日

那覇市内指定障害福祉サービス事業者 御中
那覇市内指定障害児通所支援事業者 御中

那覇市障がい福祉課
(公 印 省 略)

令和6年度基本報酬、前年度実績及び報酬改定に伴う各種加算の届出について

平素より本市の障がい福祉行政にご協力くださり感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和6年度の基本報酬の算定及び前年度実績が必要な加算の算定、令和6年度報酬改定に伴う加算等に関する資料を報告する必要がありますので、下記に従い届出等をお願いします。提出までタイトなスケジュールとなっておりますが、ご協力よろしく願いいたします。

記

Ⅰ 基本報酬について

(1) 下記対象サービスについては、期限内に「(2)提出書類」を届け出てください。

算定区分の変更の有無にかかわらず提出してください。

<対象サービス>

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援

※上記サービス以外は、前年度の平均利用者数に基づいた基本報酬の算定区分に変更がある場合のみ、期限内に届出をお願いします。

(2) 提出書類(ホームページからダウンロードしてください)

- ①前年度実績かがみ
- ②付表(サービスごと)
- ③令和6年4月分の勤務形態一覧表(サービスごと)
- ④介護給付費等の算定にかかる体制状況一覧表(令和6年4月1日以降最新版の様式
をご利用ください)
- ⑤平均利用者数算定シート
- ⑥基本報酬の算定区分に関する届出書
- ⑦その他資料

(3) 適用年月日

- ・前年度実績に伴い、算定区分が変更となる場合(単位数が増えるものに限る)
提出期限内に届出を行った場合、4月1日から算定開始となります。
- ・前年度実績に伴い、算定区分が変更となる場合(単位数が減るものに限る)
届出日に関わらず、4月1日より変更後の算定区分(若しくは算定なし)となりますので、請求の際は過大請求とならないようご注意ください。届出を行わず、従前の基本報酬の算定区分で当該請求を行った場合は、不正請求となりますのでご注意ください。

2 前年度実績に基づき算定する各種加算の届出について

(1) 前年度実績に基づいて算定する加算については、変更(単位数の増減)がある場合のみ届出の対象とします。

※4月以降も引き続き同じ内容の加算を算定する場合には届出は不要としますが、自主点検をお願いします。加算が算定されていない又は加算区分の変更(単位数が減るものに限る。)があるにも関わらず、従前の算定区分で当該請求を行った場合は、不正請求となりますのでご注意ください。

(2) 提出書類

- ①前年度実績かがみ ※必須
- ②各種加算届出書
- ③介護給付費等の算定にかかる体制状況一覧表(令和6年4月1日以降最新版の様式をご利用ください)
- ④令和6年4月分の勤務形態一覧表(サービスごと)
- ⑤その他加算の算定に係り必要な資料

(3) 適用年月日

- ・前年度実績に伴い、新たに加算を算定する若しくは加算区分が変更となる場合(単位数が増えるものに限る)
提出期限内に届出を行った場合、4月1日から算定開始となります。
- ・前年度実績に伴い、加算が算定されなくなる、若しくは加算区分が変更となる場合(単位数が減るものに限る)
届出日に関わらず、4月1日より変更後の算定区分(若しくは算定なし)となりますので、請求の際は過大請求とならないようご注意ください。

3 令和6年度報酬改定に伴う加算の届出について

(1) 令和6年度報酬改定に伴う加算の届出について

令和6年度の報酬改定に伴い新しく創設された加算及び算定要件が変更となった加算の届出について、期限内に届出がされた加算は4月1日より適用いたします。

また、要件変更に伴い加算が算定できなくなった場合や区分変更となる場合も届出ください。

例: 食事提供加算(献立作成に管理栄養士が関わる等要件が追加)、強度行動障害児支援加算(基礎研修修了から実践研修修了者の配置に要件が変更)

例示した加算以外にも要件が変更になっている加算がありますので取得している加算については国の告示や各通知等をご確認ください。加算が算定されていない又は加算区分の変更(単位数が減るものに限る)があるにも関わらず、従前の算定区分で当該請求を行った場合は、不正請求となりますのでご注意ください。

(2) システム更新に伴い再提出を要する定員区分及び加算について

下記に該当する事業所は指定の書類を提出ください。

・生活介護及び施設入所支援の事業所

基本報酬の定員区分が変更になる為、(3)提出書類の①と③を提出ください。

・児童指導員等加配加算を取得している児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

(3)提出書類の①から⑤を提出ください。

※令和6年4月1日付で児童指導員等加配加算の届出を提出した事業所も再度提出をお願いします。

(3) 提出書類

- ①前年度実績かがみ ※必須
- ②各種加算届出書
- ③介護給付費等の算定にかかる体制状況一覧表(令和6年4月1日以降最新版の様式をご利用ください)
- ④令和6年4月分の勤務形態一覧表(サービスごと)
- ⑤その他加算の算定に係り必要な資料

【留意事項】

※通常の加算の変更については、従前の「前月の15日まで(15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日を締め切りとする。)」取扱いとなります。今回の届出と合わせて提出した場合であっても、適用年月日は令和6年5月1日以降からの適用となりますのでご注意ください。

4 提出方法及び提出先

- ・提出方法: **郵送** (メール及びFAXでの届出は受け付けません。)
- ※受理印が必要な場合は、事業所控え(写し)及び返信用封筒を同封ください。
- ・提出先: 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市 障がい福祉課 事業所指定グループ 宛て

5 提出期限

令和6年4月15日(月) 必着(※消印ではありません。ご注意ください。)

那覇市障がい福祉課 事業所指定グループ
電話:098-862-3275
FAX:098-862-0621
Mail:H-HUKU002@city.naha.lg.jp